

◆◆◆目次◆◆◆

- 1 10月1日から最低賃金が851円に改正されます。【岐阜労働局】
- 2 これからの時代を生き抜くための人材活用のヒントを聞くことができます。
10月15日開催 企業向け講演会「社内人材の定着と活用のポイント
～今の時代の新人・若手の生かし方・育て方～」のご案内
【岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点】
- 3 これからの企業における高齢者雇用のあり方を考えるきっかけになります。
10月17日開催 シニア活躍セミナー「企業向け説明会」のご案内
【(公社)岐阜県シルバー人材センター連合会】
- 4 入社3年以内の新人社員が受けると効果的です。
10月31日開催 「中小企業合同新人社員研修」の参加者募集のご案内【岐阜県】
- 5 9月は粉じん障がい防止総合対策推進強化月間です。【岐阜労働局】

★★

- 1 10月1日から最低賃金が851円に改正されます。

「岐阜県最低賃金」は、10月1日から時間額851円（改正前の時間額825円から26円の引上げ）に改正されます。

○「岐阜県最低賃金」

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働く全ての労働者に適用されます。ただし、特定の産業に従事する労働者には、該当する特定（産業別）最低賃金も適用されます。1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

○問い合わせ先

- ・岐阜労働局 賃金室 TEL：058—245—8104
- ・高山労働基準監督署 TEL：0577—32—1180
- ・岐阜労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/rodoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★

2 企業向け講演会「社内人材の定着と活用のポイント」のご案内

「今の時代の新人・若手の活かし方・育て方」と題して、社内の若い人材を活用することによる経営改革を促進するため講演会を開催します。人材活用のヒントを聞くことができますので、この機会にぜひ聴講いただきますようご案内申し上げます。

- 日 時 令和元年10月15日（火） 13：30～16：30（受付13：00～）
- 場 所 高山市役所 地下市民ホール（高山市花岡町2-18）
- 講 師 桑田 浩明氏（(株)リクルートマネジメントソリューションズ 東海営業部 マネージャー）
- 対 象 県内中小企業の経営者、人事担当者
- 内 容 社内人材の定着と活用のポイント
今の時代の新人・若手の活かし方・育て方
・中途入社の上の壁と6つの症状
・今の時代の新人・若手の特徴
・個の成長を支える、安心と信頼の職場づくり
- 参加費 無料
- 定 員 100名
- 申込方法 次のHPから申込用紙をダウンロードし、メール又はFAXでお申し込みください。（申込期限10/14（水））
- H P <https://www.jinzai-gifu.jp/event/11533>
- 主 催 岐阜県、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点
- 問合せ先 TEL：058-277-1096 FAX：058-278-1148
E-mail：pro-jinzai@jinzai-gifu.jp

★★

3 シニア活躍セミナー「企業向け説明会」のご案内

シルバー人材センター会員の就業についてご理解いただくための企業向けのセミナーを開催します。これからの企業における高齢者雇用のあり方を考えるきっかけになります。ぜひご参加ください。

- 日 時 令和元年10月17日（木） 13：00～15：30
- 場 所 高山市民文化会館 2-5会議室（高山市昭和町1-188-1）
- 対 象 シニア世代の活用等について考えておられる企業

- 内 容 基調講演「高齢者雇用の現状と対策」
講演者：高山公共職業安定所 所長 大家 実
セミナー「これからの企業における高齢者雇用のあり方」
講師：N R I 社会情報システム
- 参加費 無料
- 募集企業 50社程度
- 主 催 (公社) 岐阜県シルバー人材センター連合会
- 申込方法 次のHPからセミナー参加申込書をダウンロードし、F A X又は郵送でお申し込みください。(申込期限10/3(木) 当日必着)
- H P <http://www.gifu-silver.or.jp/ikusei/moushikomi.html>
- 申込先 (公社) 高山市シルバー人材センター
〒506-0823 高山市森下町1-208
- 問合せ先 T E L : 0577-32-8090 F A X : 0577-32-8409

★★

4 「中小企業合同新入社員研修」のご案内

今の職場で会社の一員として更なる成長を目指し、仲間をもつことで職場への定着に繋がる研修を行います。入社からこれまでを振り返り、ビジネスマナーやコミュニケーション力、モチベーションの向上を目指したグループワーク中心のフォローアップ研修を行います。若手新入社員の方の参加をお待ちしております。

- 日 時 令和元年10月31日(木) 9:30~16:30
- 場 所 飛騨・世界生活文化センター(高山市千島町900-1)
- 対 象 県内中小企業の入社3年以内の社員
- 参加費 無料
- 定 員 10名
- 主 催 岐阜県
- 受託者 (株)ネクステージ
- 申込方法 次のHPから参加申込書をダウンロードし、F A X又はメールでお申し込みください。(申込期限10/24(木))
- 詳細内容 次のHPをご覧ください。
https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11367/chushokigyogoudoushinsaikensho.html
- 問合せ先 T E L : 0584-77-3781 F A X : 0584-77-3782
E-mail : kensyu@nextage-com.jp

★★

5 9月は粉じん障がい防止総合対策推進強化月間です。

「粉じん障害防止規則」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しており、近年、粉じん障がいの防止対策の効果は着実にあがっています。

国は、粉じん障がい防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策（平成30年度～平成34年度）」を策定しています。

事業者の方におかれましては、この総合対策で定められた「事業者が重点的に講ずべき措置」の実施により、粉じん障がい防止対策のより一層の徹底を図っていただきますようお願いします。

①岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業、鉱物等の粉碎作業にかかる粉じん障がい防止対策
屋外での作業を含め、作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用させましょう。

②ずい道等建設工事における粉じん障がい防止対策

特に一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池を用意したり、休憩室に充電設備を備え付けたりしましょう。

③呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い、「保護具着用管理責任者」を選任し、労働者に呼吸用保護具を使用させる際には、適正に着用させましょう。

④じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

⑤離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は、離職後、岐阜県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

○問合せ先 岐阜労働局 健康安全課 TEL：058—245—8103

***** メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更 *****

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jpあてにメールでご連絡ください。

○配信中止の場合

タイトル：【配信中止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス